

# 特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷

## 重要事項説明書

### 1 施設運営法人

法人名	社会福祉法人フロンティア
法人所在地	東京都豊島区池袋四丁目29番10号 アクシア池袋204号室
代表者氏名	理事長 水島 正彦
法人設立年月日	昭和56年3月10日

### 2 ご利用施設の概要

#### (1) 施設の所在地等

施設所在地	東京都文京区大塚四丁目 18 番 1 号
施設名称	特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷
電話番号	03-3947-2801
管理者	福澤 有三
事業の種類	介護老人福祉施設
介護保険指定番号	東京都 1370501940 号
開設年月日	平成 19 年 12 月 1 日
利用定員	100 名

#### (2) 施設の特徴

特 色	<p>文京区大塚の閑静な住宅街にある大きな施設です。新大塚駅から大塚公園を抜けて 10 分ほどの場所にあります。</p> <p>従来型の特別養護老人ホームで、多床室がほとんどのアットホームな雰囲気です。ご家族、ボランティア・地域とのかかわりが深く、合同で行う行事もあります。季節の行事や食べることを楽しむ行事がたくさんあります。</p> <p>看取りケアの経験が多くあり、施設で最期を迎える方が多くおられます。最期をどう迎えるか、どう過ごすかを入所の時から一緒に考えています。</p>
-----	--

(3) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ご入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入所前と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ご入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援します。
運営の方針	1.地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、区市町村や関係機関との密接な連携に努めます。 2.入所者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備するとともに、職員に対して研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。 3.介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効にサービスを提供するよう努めます。

(4) 施設の構造・設備

① 構造

建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上4階/地下1階 建
敷地面積 (延べ床面積)	3,376.27 m <sup>2</sup> (6,070.42 m <sup>2</sup> 併設施設含)

② 居室等

居室数	個室 4 室(10.5 m <sup>2</sup> ~10.65 m <sup>2</sup> ) 2人部屋 4 室(18.8 m <sup>2</sup> ) 4人部屋 23 室(35.8 m <sup>2</sup> ~36.5 m <sup>2</sup> )
食堂	3 室
静養室	2 室
医務室	1 室
浴室	一般浴槽、車椅子特殊浴槽、特殊機械浴槽
機能訓練室	1 室
併設事業	介護予防)短期入所生活介護(東京都第 1370501940 号) 通所介護・予防通所事業(東京都第 1370501932 号) 認知症対応型通所介護(東京都 1390500054 号) 居宅介護支援事業(第 1370501957 号)

(5) 職員体制

職員の配置については、厚生省令で定める人員配置基準を遵守しています。

職名	人数	備考
管理者	1 名	施設長 職員及び業務の管理を一元的に行います。
生活相談員	2 名以上	日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	26 名以上	施設サービス計画書に沿って日常生活上の介護や支援を行います。

看護職員	3名以上	健康管理を行うとともに、健康保持のための適切な支援を行います。
機能訓練指導員	1名以上	状態に適した機能訓練やレクリエーションを行い、機能低下を防止するように努めます。
介護支援専門員	1名以上	適切なサービスが提供されるよう施設サービス計画を作成します。介護職員と兼務しています。
管理栄養士	1名以上	栄養ケア計画に沿って療養食・代替食の他、状態に応じた食事形態・量を考慮して提供します。
医師	1名以上	【診察】 内科:原則週2回
		精神科:原則月2回
その他職員	必要数	調理員・事務員・業務員・夜間警備員

### 3 入所に当たっての留意事項

- (1) 入所は、原則として要介護度3以上の方が対象となります。
- (2) 入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、退所していただくことになります。
- (3) 入所の際には、原則として身元引受人及び連帯保証人を選任していただくようお願いしています。なお、それぞれを別に選任することが困難な場合は、身元引受人が兼ねることがあります。
- (4) 選任した身元引受人または連帯保証人を変更する場合には事前に届出をお願いいたします。
- (5) 身元引受人・連帯保証人の方々にお願いすることは次のとおりです。

#### 【身元引受人】

- ① ご入所者に関する施設からの連絡について必要な調整を行うこととします。ただし、連帯保証に関する事項は除きます。
- ② ご入所者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院の申込みや手術の同意、医療費の支払いなどを行います。施設から連絡がありましたら速やかに病院へご来院ください。
- ③ 契約の解約または契約の終了の場合は、施設と連携してご入所者の状態に見合った適切な受入れ先の確保を行います。
- ④ ご入所者が亡くなられた場合に、ご遺体や遺留品の引取り、居室の原状回復など、必要な処理を行います。
- ⑤ 介護保険等に関する書類のご記入、予防接種の同意書の記入など、ご入所者に関する必要な手続きを行います。

#### 【連帯保証人】

- ① 契約書に基づいたご入所者の経済的な債務について負担するものとします。なお、連帯保証人の負担限度額は1,000,000円とします。
- ② 連帯保証人にご負担いただく債務の元本は、ご入所者が退所または亡くなられてこの契約が終了したときに確定いたします。

#### 4 提供するサービスの内容及び費用について

##### (1) 提供するサービスの内容について

###### 施設サービス計画の作成

- ① 介護支援専門員が、ご入所者の心身の状態や、生活状況の把握(アセスメント)を行い、ご入所者及びそのご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。
- ② 作成した施設サービス計画の内容について、ご入所者またはそのご家族に対して、説明し文書により同意を得ます。
- ③ 施設サービス計画を作成した際には、ご入所者に交付します。
- ④ 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。

上記により作成した施設サービス計画に基づいた下記サービスを実施いたします。

サービス区分と種類	サービスの内容
食 事	①管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ②食事を摂れるよう、必要な支援をします。 ③食事提供時間 朝食 8:00～9:00 昼食 12:30～13:30 夕食 18:00～19:00 ④療養食 状態に応じて医師の指示にて提供します。 ⑤特別食 行事等の際に提供します。 ⑥嗜好調査を実施しています。
入 浴	①入浴または清拭を週2回以上行います。 なお、体調等により、医師が入浴は適当ではないと判断した場合は行わないことがあります。 ②寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	心身の状況に応じた援助を行います。
整容	清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。
生活相談	生活の向上を図るために適切な相談、援助等を行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
機能訓練	心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	口腔の健康保持を図り、状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

理美容サービス	理美容師の訪問サービスをご利用いただけます。
季節の行事等	季節に合わせた行事やレクリエーションを行っています。ご希望に応じてご参加いただけます。費用負担が必要な場合があります。
行政手続代行	要介護認定の更新に係る援助のほか、年金の現況届や介護認定の申請など必要な行政手続についてご希望により代行いたします。
財産・金銭管理代行	財産・金銭管理は原則ご入所者ご本人となりますが、希望される場合は貴重品等をお預かりし、管理や支払い代行をいたします。別途お申込みが必要となり管理経費をご負担いただきます。

## (2) 利用料金

### ① 基本料金(介護保険適用 地域区分単位:10.9円)

※1円未満は省略して記載しています。また、端数処理については介護報酬の算定基準によります。

#### 【施設利用料】

要介護度	基本単位	利用料	ご入所者負担額(1日につき)		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	589	6,420円	642円	1,284円	1,926円
要介護2	659	7,183円	718円	1,436円	2,154円
要介護3	732	7,979円	797円	1,595円	2,393円
要介護4	802	8,742円	874円	1,748円	2,622円
要介護5	871	9,494円	949円	1,898円	2,848円

※ご入所後及び入院日・退院日を除く退院後30日に限り、上記料金に(30単位)33円～99円割増となります。

#### 【加算料金】

加算項目	基本単位	利用料	ご入所者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	392円	39円	78円	117円	1日につき
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	501円	50円	100円	150円	1日につき
看護体制加算(Ⅰ)イ	6	65円	6円	13円	19円	1日につき
看護体制加算(Ⅰ)ロ	4	43円	4円	8円	13円	1日につき
看護体制加算(Ⅱ)イ	13	141円	14円	28円	42円	1日につき
看護体制加算(Ⅱ)ロ	8	87円	8円	17円	26円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22	239円	23円	47円	71円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13	135円	14円	27円	41円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27	294円	29円	58円	88円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18	196円	19円	39円	58円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	28	305円	30円	61円	91円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	16	174円	17円	34円	52円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	33	359円	35円	71円	107円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	21	228円	22円	45円	68円	1日につき

生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,090円	109円	218円	327円	1月につき (原則3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,180円	218円	436円	654円	1月につき (個別機能訓練加算算定の場合(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。この場合の(Ⅱ)は100単位)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	130円	13円	26円	39円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	218円	21円	43円	65円	1月につき
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20	218円	21円	43円	65円	1月につき
ADL維持等加算(Ⅰ)	30	327円	32円	65円	98円	1月につき
ADL維持等加算(Ⅱ)	60	654円	65円	130円	196円	1月につき
若年性認知症入所者受入加算	120	1,308円	130円	261円	392円	1日につき
専従の常勤医師の配置に係る加算	25	275円	27円	54円	81円	1日につき
精神科を担当する医師に係る加算	5	54円	5円	10円	16円	1日につき
障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	26	283円	28円	56円	85円	1日につき
障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	41	446円	44円	89円	134円	1日につき
初期加算	30	327円	32円	65円	98円	1日につき (入所した日から30日以内)
退所時栄養情報連携加算	70	763円	76円	152円	228円	1回につき
再入所時栄養連携加算	200	2,180円	218円	436円	654円	1回につき
退所前訪問相談援助加算	460	5,014円	501円	1,002円	1,504円	1回につき
退所後訪問相談援助加算	460	5,014円	501円	1,002円	1,504円	1回につき
退所時相談援助加算	400	4,360円	436円	872円	1,308円	1回につき
退所前連携加算	500	5,450円	545円	1,090円	1,635円	1回につき
退所時情報提供加算	250	2,725円	272円	545円	817円	1回につき
協力医療機関連携加算	100 ※令和7年3月31日まで	1,090円	109円	218円	327円	1月につき 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合
	5	54円	5円	10円	16円	1月につき 上記以外の協力医療機関と連携している場合
栄養マネジメント強化加算	11	119円	11円	23円	35円	1日につき
経口移行加算	28	305円	30円	61円	91円	1日につき
経口維持加算(Ⅰ)	400	4,360円	436円	872円	1,308円	1月につき
経口維持加算(Ⅱ)	100	1,090円	109円	218円	327円	1月につき
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	981円	98円	196円	294円	1月につき
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	1,199円	119円	239円	359円	1月につき

療養食加算	6	65円	6円	13円	19円	1回につき(1日につき3回を限度)
特別通院送迎加算	594	6,474円	647円	1,294円	1,942円	1月につき
配置医師緊急時対応加算	325	3,542円	354円	708円	1,062円	1回につき(配置医師の勤務時間外の場合)
	650	7,085円	708円	1,417円	2,125円	1回につき(早朝または夜間の場合)
	1300	14,170円	1,417円	2,834円	4,251円	1回につき(深夜の場合)
看取り介護加算(Ⅰ)	72	784円	78円	156円	235円	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1,569円	156円	313円	470円	死亡日以前4日以上30日以下
	680	7,412円	741円	1,482円	2,223円	死亡日の前日及び前々日
	1280	13,952円	1,395円	2,790円	4,185円	死亡日
看取り介護加算(Ⅱ)	72	784円	78円	156円	235円	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1,569円	156円	313円	470円	死亡日以前4日以上30日以下
	780	8,502円	850円	1,700円	2,550円	死亡日の前日及び前々日
	1580	17,222円	1,722円	3,444円	5,196円	死亡日
在宅復帰支援機能加算	10	109円	10円	21円	32円	1月につき
在宅・入所相互利用加算	40	436円	43円	87円	130円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	32円	3円	6円	9円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	43円	4円	8円	13円	1日につき
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	1,635円	163円	327円	490円	1月につき
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120	1,308円	130円	261円	392円	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,180円	218円	436円	654円	1日につき(7日間を限度)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	32円	3円	6円	9円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	141円	14円	28円	42円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	109円	10円	21円	32円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	163円	16円	32円	49円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	218円	21円	43円	65円	1月につき
自立支援促進加算	280	3,052円	305円	610円	915円	1月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	436円	43円	87円	130円	1月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	545円	54円	109円	163円	1月につき
安全対策体制加算	20	218円	21円	43円	65円	入所初日のみ
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	109円	10円	21円	32円	1月につき

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	54円	5円	10円	16円	1月につき
新興感染症等施設療養費	240	2,616円	261円	523円	784円	1日につき 1月に1回、連続する5日を限度とする
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,090円	109円	218円	327円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	109円	10円	21円	32円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	239円	23円	47円	71円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	196円	19円	39円	58円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	65円	6円	13円	19円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 140/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等処遇改善加算を除く
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 136/1000					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 113/1000					
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 90/1000					
外泊時加算	246	2,681円				1日につき 翌日から月6日を限度とする

## ② 居住費・食費

負担区分	居住費		食費
	従来型個室	多床室	
第1段階	380円/日	0円/日	300円/日
第2段階	480円/日	430円/日	390円/日
第3段階①	880円/日	430円/日	650円/日
第3段階②	880円/日	430円/日	1,360円/日
第4段階 (基準費用)	1,231円/日	915円/日	1,600円/日

※居住費・食費については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、当該認定証に記載されている負担限度額(上記表に掲げる額)となります。

※食事は1日単位となっていますので、1食のみでも1日分の食費をいただきます。

※食事をキャンセルする場合は、前日までにご連絡いただければキャンセル料はいただきません。



### ③ その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	日常生活品費	歯ブラシ、歯磨き用コップ、義歯洗浄剤など日常生活に必要な物品を施設で準備しています。別紙申込書によりお申込みください。	実費相当額
2	飲み物等嗜好品	飲み物を選択できるよう用意しています。	1,750 円/月
3	理美容代	理美容師の訪問サービスをご利用いただけます。 月 2 回 調髪、カット、顔剃、洗髪、パーマ、カラー	実費相当額
4	行事費	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等	実費相当額
5	医療費・薬代	病院でかかる診療費・薬代や予防接種代等	実費相当額
6	個人電気使用料	持ち込み電気製品を使用される場合の電気使用料(コンセント一口につき)	一口につき 20 円 /日(税込)
7	領収書の再発行	領収書を紛失された場合の再発行	1枚 20 円(税込)
8	コピー代	書類等の複写料	1枚 10 円(税込)
9	その他金融機関引落処理手数料	その他金融機関(ゆうちょ銀行を除く)口座からの自動引き落とし手続きに係わる手数料	1 回 90 円(税込)
10	行政手続代行	要介護認定の更新に係る援助のほか、ご希望の方には認定申請など必要な行政手続きについて代行いたします。	交通費・文書料等 実費
11	財産・金銭管理費	貴重品等を預かり、管理します。 ・財産管理及び現預金の出納 ・財産管理及び立替金による支払代行 ご希望の方は別途お申込みください。	3,000 円/月 2,000 円/月 (税込)

※この他、生活に必要な個人使用の物品等の購入は、自己負担となります。

#### 5 入所中に入院・外泊した場合の対応について

- (1) 入所中の入院または外泊については、入院日(外泊日)の翌日から数えて月に6日(次月に渡った場合は最高12日まで)を限度として外泊時加算及び居住費をご負担いただきます。
- (2) 入院または外泊中のベッドをご入所者の同意を得た上で、短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、ご入所者から居住費はいただきません。

#### 6 利用料の請求及び支払い方法について

- (1) 提供するサービスの料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求書を発行いたしますのでご確認ください。お支払いは請求月の27日に原則ゆうちょ銀行の口

座より自動引き落としとなります。27日が休業日の場合は翌営業日となります。その他の金融機関口座からの自動引き落としをご希望の場合は、手数料として手続き1回あたり90円をご負担ください。

- (2) 入金の確認が終わりましたら領収書を発行いたしますので、必ず保管してください。高額介護サービス費等の申請や確定申告の際に必要となることがあります。

## 7 退所に当たっての留意事項

- (1) 退所に際しては、ご入所者及びそのご家族の希望、退所後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

### (2) 退所について

#### ① ご入所者のご都合で解約される場合

退所を希望する日の30日前までに利用終了の旨の書面(書式は問いません。)を提出することにより、いつでも契約を解約して退所することができます。

#### ② 事業者から解約の申し出をした場合

以下の事項に該当する場合には、この契約を解約し、退所していただくことがあります。この場合、契約終了の14日前までに書面で通知いたします。

- ・ご入所者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく3か月以上遅延し、料金の支払いを催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ・ご入所者が入院してからおおむね3か月以内に退院できる見込みがない場合
- ・ご入所者の心身状態を踏まえた上で必要な介護を提供したとしても、なお、次に掲げるような迷惑行為やご家族からの同様の迷惑行為により、契約を継続し難い場合  
(例)・職員の身体を触る、あからさまに性的な話をする、好意的態度の要求などの性的嫌がらせ行為(セクシャルハラスメント)
- ・殴る蹴る、物を投げつけるなどの身体的暴力行為
- ・怒鳴る、大声を発する、特定の職員やご入所者に嫌がらせをする、「できて当然」等理不尽なサービスを要求するなどの精神的暴力行為
- ・サービスの範囲を逸脱した不合理な要求、親族間トラブル(相続等)に必要以上に施設を巻き込むような行為
- ・やむを得ない事情により施設を縮小する場合

#### ③ 自動終了の場合

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご入所者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定区分が、「非該当」または「要支援」と認定された場合
- ・ご入所者がお亡くなりになった場合
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

### (3) 居室の明け渡し

契約が終了した場合は、すみやかに居室の明け渡しをお願いいたします。また、ご入所者の所有物は7日を上限として施設内でお預かりいたします。ただし、ご入所者の都合で退所される場合は、契約終了日までに居室の明け渡しをお願いいたします。

#### (4) 原状回復について

- ① 契約が終了して居室を明け渡す際には、通常の使用に伴って生じた居室、設備等の摩耗を除いて原状回復をお願いします。なお、原状回復に費用が発生した場合はご入所者及び連帯保証人にご負担いただきます。
- ② ①の内容及び方法については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改定版)」(平成23年8月国土交通省住宅局)等を参考にしてご入所者と施設で協議いたします。
- ③ 契約終了後のご入所者の所有物については、施設の善良な管理者の注意をもって保管し、ご入所者または身元引受人にご連絡いたしますので、契約終了日の翌日から起算して7日以内にお引取りをお願いいたします。この期限を経過して残置された所有物については、ご入所者が所有権を放棄したものとみなして施設で処分させていただきます。なお、処分を行う業者は施設が選定し、これに要した費用はご入所者及び連帯保証人にご負担いただきます。

#### 8 施設利用の留意事項

##### (1) 面会

時間の制限はありませんが、夜間や早朝(21:00~8:30)の場合はご連絡ください。

##### (2) 外出

原則自由ですが、事前にご予定をお知らせください。

##### (3) 外泊

薬等の準備がありますので、事前にご予定をお知らせください。

##### (4) 飲酒・喫煙

個別の相談となります。

##### (5) 設備・器具の利用

故意や過失による破損については弁償していただく場合があります。

##### (6) 施設外の受診

事前準備が必要になりますので、事前にご予定をお知らせください。

##### (7) 政治・宗教活動

施設内での勧誘行為等をご遠慮ください。

※(1)~(3)、(6)については、感染症の対応等で変更になる場合があります。

#### 9 緊急時等における対応方法

- (1) ご入所者の容態に急変が生じた場合は、速やかに医師及び協力医療機関へ連絡し、必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先に速やかに連絡します。
- (2) (1)により入院や手術が必要になる場合は承諾書等手続きが発生するため、速やかに病院へご来院くださるようお願いいたします。

#### 10 協力医療機関

ご入所中、医療を必要とする場合は、ご入所者及びそのご家族の希望により下記の協力医療機関において、診察・入院・治療等を受けることができます。なお、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

東京健生病院	所在地 文京区大塚四丁目 3 番 8 号 電話番号 03-3944-6111
加賀谷歯科医院	所在地 文京区大塚三丁目 6 番 13 号 グランドメゾン茗荷谷 1 階 電話番号 03-3945-1184

#### 11 衛生管理等について

- (1) ご入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲料水については、衛生的に管理しています。
- (2) 施設では感染症や食中毒が発生・まん延しないように、防止のための指針を整備するとともに必要な会議、研修及び訓練を定期的実施します。また、感染症や食中毒の発生が疑われる場合は厚生労働大臣が定める手順に沿った対応を行います。

#### 12 業務継続計画(BCP)の策定等について

- (1) 感染症や非常災害が発生した場合にも、サービスが継続して提供できるよう計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めます。また、計画は定期的に見直し、必要に応じて変更します。
- (2) 計画は職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

#### 13 非常災害対策

- (1) 消防法で定められた防火管理者を選任しています。
- (2) 消火設備・非常放送設備等、災害・非常時に備えて施設には必要な設備を設けるとともに、防火管理者は非常災害に関する具体的な計画を立てて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (3) (2)の訓練の実施に当たっては、近隣住民の参加が得られるよう連携に努めます。

#### 14 虐待の防止について

施設は、ご入所者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるよう努めます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) (1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- (5) サービス提供中に、職員またはご入所者のご家族等から次のような虐待を受けたと思われるご入所者を発見した場合は、速やかに区市町村に通報します。
  - ・ 殴る、蹴る等直接ご入所者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある行為
  - ・ 食事を与えない、不衛生な状態で放置する等必要とされる介護や世話を怠ったり、ご入所者の要望や行動を制限する行為
  - ・ 乱暴な言葉遣いや侮辱的な発言・態度、威嚇的な発言・態度などによる心理的苦痛を与

える行為

- ・ ご入所者との合意のないあらゆる形態の性的な行為やその強要
- ・ ご入所者の合意なく財産や金銭を使用したり希望する金銭の使用を理由なく制限する行為

## 15 身体的拘束について

(1) 施設は、原則としてご入所者に対して以下のような身体拘束を行いません。

- ・ 物理的な拘束をして身体の動きを制限すること(ミトンや抑制帯、つなぎ服等の道具で行動を制する、自分で降りられないようベッド周りに柵を設置する、部屋に鍵をかけて出られなくする等)
- ・ 薬物の過剰投与や不適切な投与で行動を抑制すること

ただし、ご入所者ご本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご入所者及び身元引受人に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

- ① 身体拘束等適正化のための指針を策定し、検討委員会で随時見直します。
- ② 身体拘束等適正化のための検討委員会をおおむね3か月に1回開催します。
- ③ その他関係通知を遵守・徹底します。
- ④ 職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施します。

(2) (1)で行う身体拘束については、その内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

(3) 身体拘束をなくしていくための取組みを積極的に行います。

## 16 サービス提供に関する留意事項

施設は、ご入所者が安心して生活するための安全配慮については最大限の努力をいたしますが、限られた人員で複数のご入所者にサービスを提供する上では、転倒などの事故防止が難しい場合があります。日頃からご家族と連携し、情報共有に努めるとともに、万が一事故が発生して場合には本説明書「18 事故防止に関する対応等について」に従って対応いたします。

## 17 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) ご入所者及びそのご家族に関する秘密の保持について

- ① 施設は、ご入所者またはそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- ② 施設及び職員は、サービス提供をする上で知り得たご入所者またはそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、このサービスの利用契約が終了した後においても継続します。
- ④ 施設は、職員に業務上知り得たご入所者またはそのご家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① ご入所者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご入所者の個人情報を用いません。また、ご入所者のご家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご入所者のご家族の個人情報を用いません。ただし、法令に基づく場合や生命等の保護のために必要がある時など、法令に定められた一定の場合には同意がなくても利用目的以外に使用または第三者に提供することがありますのでご了承ください。
- ② ご入所者またはそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止する措置を講じるものとします。
- ③ 施設が管理する情報については、ご入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合はご入所者の負担となります。)

18 事故防止に関する対応等について

(1) 事故の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 事故発生時の対応及び報告方法が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- ② 事故発生時やその事象について、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底できる態勢を整備します。
- ③ 事故発生防止のための委員会の開催及び職員に対する研修を定期的を実施します。
- ④ 上記①～③の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

(2) 施設は、ご入所者へのサービスの提供によって事故が発生した場合は速やかに区市町村及びご入所者のご家族に連絡をするとともに必要な措置を講じます。

(3) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

(4) 施設は、ご入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、ご入所者に故意または過失が認められる場合には、ご入所者及び身元引受人と協議します。

なお、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	補償の概要	対人・対物事故、対人見舞金費用、傷害見舞金保証等

## 19 サービス提供に関する相談・苦情

提供したサービスに係るご入所者及びそのご家族からの相談及び苦情を受付けるための窓口を設置しています。

当施設入所者相談・苦情担当	担当 生活相談員 電話番号 03-3947-2801  ※苦情解決を目的として第三者委員会を設置しています。第三者委員の助言や立ち会いを求めることができますのでお問い合わせ下さい。
【区市町村の相談・苦情窓口】 文京区役所 介護保険課	電話番号 03-5803-1383
【公的団体の窓口】 ・東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 03-6238-0177
・運営適正化委員会 (東京都社会福祉協議会)	電話番号 03-5283-7020

## 20 サービスの第三者評価の実施状況について

当施設で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施した直近の年月日	令和5年1月4日
第三者評価機関名	福祉経営情報サービス
評価結果の開示状況	とうきょう福祉ナビゲーション 福祉サービス第三者評価

【 \_\_\_\_\_ 様の契約時の利用料金内訳】

この利用料金内訳は、 \_\_\_\_\_ 様から事前にお伺いした心身の状態や日常生活の状況、ご利用の意向に基づき作成した概算額となります。

要介護度 \_\_\_\_\_  
 負担割合 \_\_\_\_\_ 割  
 負担区分 \_\_\_\_\_ 段階

① 介護保険の適用

		ご入所者負担額
施設利用料		円
加算料金	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	円
	看護体制加算(Ⅰ2)	円
	看護体制加算(Ⅱ2)	円
	夜勤職員配置加算(Ⅰ2)	円
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	円
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	円
	栄養マネジメント強化加算	円
	療養食加算	円
	精神科医指導加算	円
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	円
	協力医療機関連携加算	円
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	円
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	円
	介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)	円
居住費	円	
食費	円	
<b>1月当たりの介護保険自己負担額</b>		<b>円</b>

※ここに記載した金額は、概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※1円未満は省略して記載しています。また、端数処理については介護報酬の算定基準によります。



② その他の料金

飲み物等嗜好品	1,750 円
財産・金銭管理	2,000 円
日用品	実費相当
訪問美容	2,000 円
診察・処方	実費相当

1月当たりの利用料金(①+②)

円

重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	東京都豊島区池袋四丁目29番6号 アクシア池袋204号室	
	法人名	社会福祉法人フロンティア	
	代表者名	理事長 水島 正彦	印
	施設名	特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷	
	説明者氏名	生活相談員	印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

入所者 (契約者)	住所	
	氏名	印

身元引受人	住所	
	氏名	印

連帯保証人	住所	
	氏名	印